

2015年11月30日

中華民国 經濟部知慧財産局御中

一般社団法人日本知的財産協会  
アジア戦略プロジェクト  
副理事長 別所 弘和

著作権法改正草案（第三稿）に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「著作権法改正草案（第三稿）」について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料： 著作権法改正草案（第三稿）に対する意見

お問い合わせ先：

一般社団法人日本知的財産協会  
事務局長 西尾 信彦  
TEL：81-3-5205-3433  
FAX：81-3-5205-3391  
Email：[nishio@jipa.or.jp](mailto:nishio@jipa.or.jp)

台湾 著作権法改正草案第三稿向け要望 ①

件名	著作権の起点が完成時であること（改正草案第3条、第11条、第14条）
現状／問題点	<p>改正草案第三稿第11条では、「著作人於著作完成時享有著作権。但本法另有規定者，從其規定。」と規定されている。</p> <p>しかしながら著作物は作成途中であっても創作性があれば保護されるべきである。例えば、書きかけの小説や楽譜、絵画、ソフトウェアなどでも作品としての価値が生じる場合がある。或いは作成途中の作品が第三者に盗用・複製されるなどした場合、“完成”していないことをもって著作権を有しないと判断されることも考えられる。</p>
改善要望	改正草案第三稿第3条第1項第3号、第11条、第14条の「著作完成」を「創作時」など、必ずしも“完成”していない作品でも保護対象となることが明確に読める条文に修正することを希望する。
関連する法令等	日本著作権法第51条第1項では、「著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。」と規定されている。アメリカ著作権法第302条等でも“完成”を要件とすることなく創作の日を起点としている。

台湾 著作権法改正草案第三稿向け要望 ⑤

件名	授業、教科用図書編纂目的の複製、公開伝送等 (改正草案第三稿第55条、第56条)
現状／問題点	改正草案初稿の「同一時間における受講」(55条)という要件が削除され、説明にも「非同期型遠隔教育」も含む規定であることが明記されたため、要件緩和という当協会の要望が反映されたことを評価する。
改善要望	目的に沿った円滑な利用と権利者への適正な利益配分がなされるよう、報酬請求権化に対応した制度の構築を進めていただきたい。
関連する法令等	日本著作権法第35条

第三稿第55条が著作権委員会の要望にそっているか確認。

→ (著作権委員会) 第三稿を確認し、上記のとおり修正しました。

台湾 著作権法改正草案第三稿向け要望 ⑥

件名	著作権の見做し侵害（改正草案第三稿第99条）
現状／問題点	<p>改正草案第三稿第99条第1項第5号では、権利侵害と見なす行為の一形態として、「著作財産権者の同意または許諾を得ずして、公衆にインターネットを介して他人の著作を公開伝送または複製して著作財産権を侵害させることを意図し、著作の公開伝送または複製が可能なコンピュータプログラムまたはその他技術を公衆に対して提供することで、利益を得た場合。」と規定している。</p> <p>利益を得なければこのような手段を提供する行為が合法と判断される可能性があり、例えば個人プログラマーがこのようなコンピュータプログラムを無償配布しても著作権者は救済されないことになる。</p>
改善要望	<p>公衆に対してコンピュータプログラムまたはその他技術を提供することで必ずしも利益を得ていない場合も想定されるため、“利益を得た場合”という要件を削除することを希望する。</p>
関連する法令等	

第三稿では、第97条第1項第5号。反映されていない。



台湾 著作権法改正草案第三稿向け要望 ⑧

件名	営利を目的としない上演（改正草案第三稿第66条第2項）
現状／問題点	改正草案第三稿第66条第2項では、適用対象外となる「特定の活動」が何を指すかが、解説等を読んでも解りづらいつ感じる。今回新たに報酬請求権の対象となる「非恒常的活動」の範囲との関係も不明である。
改善要望	「何が、引き続き無償で利用できる行為で、何が利用できなくなる行為なのか」ということを、より解りやすく規定いただくか、解説いただきたい。
関連する法令等	

第二稿を受けて、著作権委員会からの問い合わせを訪中団で行った。

TIPO からは、「確かに解りにくいという意見が多い。日本ではそうではないと思うが、台湾では早朝に公園で音楽を流してダンスを楽しむ人が多い。そういったケースで先生を呼んで先生にお金を払っているケースも見られる。先生が収益を得られるのに、音楽著作者が何も得られないのはおかしいという意見がある。」とのコメントがあった。

専利師公会からも同様のコメント。

台湾のこのような“先生”に対して権利行使する可能性がある JIPA 会員は少ないと思うが、正式な意見として出すべきか、著作権委員会で検討頂きたい。

→（著作権委員会）訪中団と TIPO および専利師公会との意見交換の内容から台湾の事情は把握しましたが、依然として文言上は不明確と考えますので、正式な意見として出していただきたいと考えます。

台湾 著作権法改正草案第三稿向け要望 ⑨

件名	編集著作物の定義（改正草案第三稿第7条）
現状／問題点	改正草案第三稿第7条には、編集著作物の定義として「資料についての選択またはレイアウトが創作性を有する場合は、編集著作物であり、独立した著作物としてこれを保護する。」と規定されている。 情報の電子化が急速に進んでいるなか、いわゆるデータベースがこの編集著作物の定義に含まれるか否か、不明確である。
改善要望	編集著作物の一形態として、電子的に構成されたデータベースも含まれるよう定義していただきたい。 例えば、日本著作権法では、第2条第1項10の3でデータベースの定義として「論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。」と規定している。そして、第12条の2において、保護対象として「データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する。」と規定している。
関連する法令等	

訪中団において下記コメントがあった。

TIPOからは、この定義に含まれていると理解して良いとの回答。

専利師公会からは、「データベースも含まれるとは明確に判断しにくい。ある弁理士の過去に受けた相談例では、A社が顧客のDBを持っていて、B社がデータだけを毎日取り出して別のフォーマットに構成しなおして売られたことがあった。これは非侵害だった。」

台湾 著作権法改正草案第三稿向け要望 ⑩

件名	ソフトウェアのバックアップのための複製（改正草案第三稿第72条）
現状／問題点	改正草案第三稿第72条には、権利制限のひとつとしてコンピュータソフトウェアのバックアップのための複製について「バックアップの需要によりそのプログラムを複製することができる」と規定されている。
改善要望	単に「需要により」との限定であると、「バックアップのために保存したい」という需要理由さえ満たされれば、数量的に制限なく複製出来るようにも読める。一般的に考えればバックアップは一つ存在していればその目的は果たせると言える。 「自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において」のような制限を設けることを希望する。 日本著作権法第47条の3にも同様な規定が設けられている。
関連する法令等	

訪中団において下記コメントがあった。

TIPOからは「この条文は、“コピーはひとつに限られ、自ら使用する”ことを想定している。

しかし、確かにこの表現だと誤解を生じるかもしれない。」

専利師公会からは、「法文としては「一部だけ」と限定したほうが良さそうだ。」